

世界に誇る国民本位の 新たな国立公文書館の建設を実現する議員連盟 設立趣意書

公文書は、健全な民主主義を支える国民共有の知的資源であり、国のかたちを過去から現在、そして未来へと繋ぐ貴重な財産です。国民一人ひとりが公文書に自由にアクセスし、利用できるようにすることは、国にとって最も重要な責務の一つです。

平成21年に公文書管理法が全党一致で制定され、基本的な法整備が実現したにもかかわらず、我が国の現状は、施設・機能・体制のいずれの面でも諸外国と比べてなお見劣りすると言わざるを得ません。

特に国立公文書館は、憲法原本などの重要歴史公文書を永久保存する唯一の施設としてその本来の役割を果たすどころか、国民にも十分に知られていないのが現状です。

こうした我が国の国立公文書館の現状を憂え、世界に誇る国民本位の新たな公文書館の建設をめざし、

- 一、憲法など重要歴史公文書の展示・利用機能を有し、世界に誇る総合的な公文書館施設を、国会・霞が関周辺の国民が利用しやすい場所に建設すること
 - 一、歴史公文書が様々な施設に分散され、利用者を手助けする体制も貧弱である現状を改革し、国立公文書館等の体制の充実、人材の育成・確保、歴史公文書のデジタル化を進めること等、
- を強力に推進するために、議員連盟を立ち上げることとなりました。

以上の趣旨にご賛同いただき、議員連盟へのご入会ならびに積極的なご参加を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年2月吉日

発起人代表 谷垣禎一

発起人 赤嶺政賢 漆原良夫 大口善徳 小沢鋭仁 河村建夫

後藤斎 佐藤勉 畠中光成 細田博之 保利耕輔

松原仁 山内康一 上川陽子

魚住裕一郎 岡田広 榛葉賀津也 中山恭子 水野賢一

(衆参五十音順)

新たな国立公文書館の早期建設に関する要請

公文書は、民主主義を支える国民共有の知的資源であり、国のかたちを過去から現在そして未来へと繋ぐ貴重な財産である。国民一人ひとりが公文書に自由にアクセスし、利用できるようにすることは、国にとって最も重要な責務の一つである。

しかるに、我が国の国立公文書館の現状は、施設・機能のいずれの面でも諸外国と比べて著しく見劣りし、国民にも利用されていない現状と言わざるを得ない。

このため、国会周辺の国民が利用しやすい場所に、憲法や外交史料など立法・行政・司法の三権すべての重要歴史公文書を集中して保存・展示する新たな国立公文書館を、国の歴史の象徴にふさわしい施設として早急に建設すべきと考える。

したがって、以下のとおり要請する。

- 1 衆議院は、国会近隣の土地を、新たな国立公文書館の建設用地として提供すること。
- 2 衆参両院は、新たな国立公文書館が国会周辺に建設されることを前提として、その保有する重要歴史公文書を公文書管理法に基づいて国立公文書館に移管又は寄託することとする。
- 3 政府は、1及び2を踏まえ、衆参両院・最高裁判所と連携して調査検討を進めるとともに、新たな国立公文書館の建設実現に向けて必要な予算を計上すること。

平成26年5月27日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

世界に誇る国民本位の新たな国立公文書館
の建設を実現する議員連盟

国立公文書館の機能・施設の在り方に関する提言〈要旨〉

平成27年3月

国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議（内閣府）

1. 趣旨・背景

- 「世界に誇る国民本位の新たな国立公文書館の建設を実現する議員連盟」から、昨年5～6月に総理、衆参議長、最高裁長官に対し、「国会周辺の国民が利用しやすい場所に、憲法や外交史料など立法・行政・司法の三権すべての重要歴史公文書を集中して保存・展示する『新たな国立公文書館』を、国の歴史の象徴にふさわしい施設として早急に建設すべき」との要請。
- 我が国の国立公文書館の機能・施設の在り方について、幅広く調査を行うため、昨年5月から本調査検討会議を開催。



本館（北の丸公園）
〔敷地面積：約 4,000 m²〕
〔建物面積：約 11,550 m²〕



日本国憲法（御署名原本）
（本館の貴重書庫において保存）

【各国の国立公文書館職員数・所蔵公文書書架延長】

	日本	アメリカ	イギリス	フランス
職員数	47人	2,720人	600人	570人
所蔵量	59 km	1,400 km	200 km	380 km

2. 新たな国立公文書館に関する基本的な論点と方向性

（1）憲法など国の重要歴史公文書を展示・学習する機能

- 国の成り立ちに関する展示などを通じて、公文書管理は過去を保存することだけでなく、これからの国づくりを進めるために重要で積極的な意味を持つ分野として位置付ける必要。
- 公文書の内容を理解するとともに、学習を通じて自ら考え判断する思考を身につけることは重要。



国立公文書館
1階ホールを活用して展示



アメリカ国立公文書館本館・円形展示室
憲法等を常設展示



アメリカ国立公文書館・学習センター
所蔵資料等を活用した学習

(2) 立法・行政・司法の三権の重要歴史公文書の保存・利用

- 公文書管理法では、立法府・司法府の文書も協議に基づき国立公文書館に移管できることとされており、立法府の文書も、移管が可能な文書は国立公文書館への移管について積極的に検討されるべき。

(3) 公文書の重要性を象徴する施設の国会周辺への立地

- 新たな国立公文書館は国家の中核エリアである国会周辺に立地し、憲法などの国の重要な公文書を永久に保存し、世界に向けて発信していくような、国の公文書の重要性を象徴するようなナショナルモニュメントとも言うべき態様の施設であるべき。
- その前提条件として国会近隣に土地が必要であるが、国会近隣の土地は衆議院の所管になっている。



アメリカ国立公文書館本館 (ワシントン DC)



新館 (メリーランド州)



フランス国立公文書館 (パリ館)



(ピエールフィット館)

新たな国立公文書館の建設実現に関する要請

公文書は、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものである。しかし、我が国の国立公文書館の現状は施設・機能のいずれの面でも諸外国と比べて著しく見劣りすると言わざるを得ない。

また、司法府及び行政府の文書については国立公文書館へ移管されているが、立法府の文書についてはいまだ検討すらされていない状況である。

このため、昨年¹の要請を踏まえ、以下のとおり要請する。

- 1 衆議院及び参議院は、新たな国立公文書館の建設、立法府文書の国立公文書館への移管等を検討するため、議院運営委員会に公文書館小委員会を早急に設置すること。
- 2 国会周辺の新たな国立公文書館の建設用地については、衆議院の小委員会において今国会会期中を目途に結論を得ること。
- 3 政府は、上記2を受けて新たな国立公文書館の整備に向けて予算要求など必要な措置を講ずること。

平成27年3月26日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

世界に誇る国民本位の新たな国立公文書館の
建設を実現する議員連盟

※衆参議長及び議運委員長にも同趣旨の要請。